

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和８年３月１３日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は以下のとおりである。

意見の要旨	左記の処理結果
・那珂市下江戸１６７９番地１の混牧林地について、 近年混牧林地面積は急激に減少しており、現在はほとんど見られなくなっている。 当該地は急峻な山地であり、今後開拓が行われ農地の集団化が行われる見込みがない。市では昭和４７年３月以来農振法に基づく農用地区域（混牧林地）に指定しているが、約５０年にわたり、一度も混牧林地として利用しておらず、今後も利用する見込みがないのであれば即時解除・修正を求める。	混牧林地は主として木竹の生育に供されるものであって、従として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地とされており、当該地は登記地目が山林、現況地目が山林原野であることから、混牧林地としての利用がなされていると考える。 農用地区域からの除外においては、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）の第１３条２項に基づき、要件を全て満たす必要があり、当該地の除外を希望する場合においても農振法に則り手続きが必要であると考えます。